

で、きのうの会議を持ったようなわけでありま
す。だから、事態は従来の方向とちつとも変わ
っていないじゃないか——従来も、とにかく物価の
抑制に全力をあげようという方向については間違
いないわけでありまして、そういう意味におい
て、従来の方針とそう基本的に変えることはあり
ませんけれども、よりこれを具体的に推進してま
いりたい、こういう気持ちで、きのうの会議を開
いたようなわけでありまして。

○武部委員 新聞の伝えるところ、それから
大臣のおっしゃったようなことは、ほぼ一致し
ているようですが、いま個別の対策を立てなけ
ればならぬ、それから、物価問題についてはも
と洗い直しをするような準備も必要だというよ
うなお話でございました。

さらに、この関係協議会では、公共料金の問題
も出たようでありまして、さしむき大手私鉄十四
社の値上げ申請があるわけですが、企画庁とし
ては、以前からこの問題について消極的といいま
しょうか、むしろ反対の態度をとってこられたよ
うに思います。こうした問題は、きのうの関係協
議会では出なかったのでしょうか。そういう点は
どうでしょうか。

○佐藤(一)国務大臣 きょうは、いま御指摘の私
鉄の問題を特に取り上げての問題はございませ
んでした。あいにくきのうは、ちょっと時期も悪
かったのです。いろいろなことがありまして総理
が欠席されましたし、運輸大臣があいいうこと
で出なかつたりした関係もあるのですが、きのうは
出ませんでした。しかし、この公共料金全般に
ついて、やはりさらにさらにきびしい態度でいか
なければならぬ、こういう発言があったわけであ
ります。

○武部委員 それでは角度を変えて、一月の
消費者物価の上昇は七・八%です。二月は八・
五%、もう四月に入つたわけですが、三月の推定
として、経済企画庁はこれをどのように見ておら
れるのか。ことしに入つてからの上昇が非常に急
激なんです。七・八から八・五、当初の予想より

も非常に急ピッチで上がつておるわけですが、四
十四年度の最終であるこの三月の消費者物価の上
昇率を、一体どのくらいと見ておるのか。さら
に、それによつて四十四年度末の物価の上昇とい
うのは、五%というのが五・七に改訂をされまし
たが、一体四十四年度末の物価上昇率というのは
どういう数字になると見ておられるのか、これを
ひとつ伺ひたい。

○佐藤(一)国務大臣 これは御存じのように、東
京都の分はすでに出ておまして、八・〇という
ことになっております。全国の方は、まだ詳細が
わかつておりません。が、やはり東京都の八・〇
というものを大體前後するような高きものにな
るであらうというふうな考えられます。

○武部委員 そういたしますと、経済企画庁が年
度の初頭に見込まれた消費者物価の指数は五%で
ありましたね、それを中途で五・七に変更され
た。そして、いまおっしゃつた、大體東京で三
月が八%ということになってくると、巷間伝えら
れる消費者物価の上昇率は、六・四ないし六・五
というふうな数字がいわれておりますが、大體企
画庁としてもそのように見ておられますか。

○佐藤(一)国務大臣 大體そういうことにならう
と思ひます。

○武部委員 そういたしますと、企画庁長官が本
委員会であいつにお述べになつた中に、四十五
年度の消費者物価の上昇率を四・八%と見る、経
済の成長率の点から見ても大體四・八%程度にと
どめたい、という話がございました。現実、いま
まお聞きいたしますと六・四ないし六・五%とい
う、当初の数字よりもはるかにこえる消費者物価
の上昇率を示しておりますが、一体四十四年度の
六・四ないし六・五%という総理府統計上から出
た数字で、四十五年四月からのいわゆる大體は
大體どのくらいになるといふふうにお考えになつて
おられますか。

○佐藤(一)国務大臣 大體三・二くらいになるか
と思ひます。

○武部委員 げたが三・二ということになります
と、企画庁長官がおっしゃる四・八から見ると
一・六しかないですね。そうなつてくると、いま
私が申し上げた私鉄大手十四社の問題、その他メ
ジロ押しに並んでおる物価の上昇、こういう点を
考えると、とてもじゃないが、年率一・六という
ようなことは想像できない数字ではないか。もう
当初からこの四十五年の四・八という数字は誤
りであつて、ただ単に経済成長率をスローダウン
させて、大體四・八にしなければならぬのだとい
うお気持ちはおかるけれども、現実問題として
、頭から狂つておるのじゃないか。もういまの
数字が異常な数字になつておるわけですから、げ
たがそういう数字になつてあらわれるとすれば、
私は、四・八ということをやいまこの段階で固執さ
れることはむしろ誤りであつて、四・八という数
字で四十五年の物価がおさまるのだというよう
なもの考え方、物価政策なり物価対策という
ことをおやりになるとすれば、これは大きな禍根
を残すのじゃないかと思ふのですが、どうです
か、その点……。

○佐藤(一)国務大臣 まあ、げたは確かに高いの
であります。おとし、四十三年度が御存じの
ように四・九上がつたのです。やはりそのときの
げたが三・二なんです。それで、これはいろいろ
と議論もあると思ひますけれども、私たちがこ
の際、現在の何というか非常な好調というか、需
給の逼迫というか、そうしたものをやはりでき
るだけ一方において抑制し、そしてできるだけ、
従来もいわれておる個別対策を執行していこう、
こういうことではございませう。でありますから、
いま御指摘のように全然問題にならぬというふうな
数字ではないと実は考えております。

○武部委員 そういう確信でおやりになること
は、まことにけつこうだと思ふのです。確信がは
ずれなければまことにけつこうなことなんで、い
いことですが、どうもわれわれがいろいろと考
えるのに、この四・八という数字は、いまの物価上
昇率の内容から見ると、相当な決断をもつて物価

政策をやらなければ、とても四・八というよう
なことにおさまる可能性はないのではないかと。そ
れだけに、大臣も一生懸命になつてこの問題に取り
組んでおられることはよくわかりますが、当初か
らこういう予想が出てきておる。だとするなら
ば、本年度のように、年度途中で五を五・七に直
してみたり、それが結果的には六・五になつてみ
たり、こういうことではやはり国民の不信を買
うと思ふのです。そういう意味から、いまお述べに
なつた四十三年度のげたの三・二ですか、とい
うような数字に比べますと、大體同じようなたの
数字になつておるからその心配は要らぬというこ
とをおっしゃつたわけですが、必ずしもそういう
樂觀的な見方は当たらないのではないかと。それには
それ相応の対策なり政府の決断というものがな
い以上不可能な数字になつて、またさう、年度で一
回も二回も変えなければならぬというふうなこと
になる可能性が非常に強いように思ふのです。で
すから、長官がそういう確信をもつてお述べに
なつたとするならば、きのうもおっしゃつていま
のように、ぜひひとつ実行の面でもし具体的
な政策を出し、おっしゃつておるような公共料金の
抑制についても、あるいは個別輸入物資の問
題についても、私は当委員会、今度はひとつ具
体的な政策をはつきりしていただきたい。そうで
ないと、これからひとつ決意をもつてやるんだとか、
勇断でやるんだとかいう抽象的なことばでは、こ
れは納得できないわけですから、その点ををはつき
りしていただきたいと思ふのです。

私が前回、大臣といひいろいろとりいした
ときに、この異常なる物価高の根本的な原因は、
季節の野菜であるとか季節物資の値上がりだとい
うことをおっしゃつた。確かに野菜は値上がり
をいたしておりますが、この消費者物価の指数に
占めるところのウェイトは、一万分の三百四十五
なんです。一万分の三百四十五が、野菜の占める
ところの消費者物価指数です。さう大きな額では
ないのです。それは、きのうも野菜問題がこの委
員会で問題になつたのですが、農林省の担当課長

がお見えになっておりましたが、そう大きな値上がりではない。なるほど、たとえば大根とかキャベツとかタマネギとか、そういう個別のものを選びますと、特にタマネギあたりは倍以上になっております。ところが、レタスなんかは下がっております。そういうような具体的な事実を私どもはつかんでおりますが、そういう点から見ると、必ずしも季節商品だけが異常に上がったから、今回八・五とか八％とかいうように、二月、三月上がったというふうにはとれないのです。ですから、そういう面での間の、大臣は見られたかどうか知りませんが、第一銀行が出しておいたあの統計といましようか調査というものは、私はこれは非常に実感の伴う調査だと思っております。

私、若干こへ書き上げてきましたが、一月で七・八％の消費者物価の上昇率を総理府が発表いたしました。主婦の実感をつかむために、一年に百回以上家計簿に記入した日常購入品十品目です。ね、野菜とか主食とか肉とか菓子というように、とがありましたが、十品目についてそれを調べてみたところが、一・三という数字が出ておる。これは日常どうしても買わなければならぬ。いわゆる教養娯楽費のように、切り詰めることができるものではないのです。切り詰めることができない、日常どうしても、どの人も、どの階層も買わなければならぬ品物です。こういうものを計算をしますと、総理府統計局の数字に一・五倍かけた数字になるのだ、こういう調査が出ておりました。二月の消費者物価が八・五ということになったわけですが、これをかりに一・五倍だとすると、この十品目で二・七五％という物価の値上がりになるのです。これは私が何べんも言うように、たいへん重要な品物です。主婦の実感から見れば、いかに総理府統計局があいまいな数字を発表しようとも、一・五倍から二倍に近い物価の値上がりというものを身をもって体験しておる。

そうなるべくと、物価問題の中で特に重点を置かなければならぬのは、こういう日常特に家庭の台所を預かる主婦の皆さんが物価高にあえいで

おる、こうしたものに重点的な施策を行わなければならぬのじゃないか、緊急一番必要なものはこういうものじゃないか。農林省にいろいろ聞いてみたって、野菜の流通機構の改善などというにはほとんど遠い。たとえば輸入ができるかという、なかなか困難である。肉の値段が下がった、肉なんというものは、これはほとんどハムやソーセージに肩がわりされてしまっている。こういう結果ですね。これは何べんか、私も論争いたしました。そうなるべくと、こうした庶民に一番関係の深いものについて、いま一番政府が重点を置いて対策を立てなければならぬのじゃないか。さしむき企画庁長官としては、こうした問題についてどういうふうにお考えでしょうか。

○佐藤(一)国務大臣　いま御指摘になったようなものを中心にして考えていこうというのには、実は私の考えでもありません、こういう意味では、私は武部さんの御意見に全面的に賛成なのであります。

第一銀行の調査というのを、私も、あまりいろいろ議論に出るので、ちょっと見てみました。それでわかりましたことは、要するにこれは食料品なんです。ほとんど食料品に理髪だけ加えたものです。ですから大食料品の価格なんです。一月の統計局の数字を、そのままに食料品の価格全部をとってみますと、大体一・一％なんです。ですから、結局、第一銀行のいろいろひねくれた数字ですけれども、食料品の価格が大体一・一％上がったということ、統計局の数字そのものも、全体は七・八でございまして、その中の食料品をとってみると一・一％であるというので、その特別のものではないような感じを私は受けました。しかし、中身は変わっていないわけでありま。

そして、いまましく御指摘のように、国民の皆さんが一番ひんぱんに買われるところの食料品——いまもお話の中に野菜の話が出ましたが、実は季節商品という、御存じのように魚とくだ

ものと野菜と三つを入れています。それで、いままで野菜の暴騰ということが非常に議論になるものです。ですから、いつも季節商品の代表という意味で野菜だけが取り上げられていますが、やはり問題はくだものにもあるし、魚にもあると私は思います。ですから、こうしたものがこのまま上がり続けるということになると、物価の指数には大きな影響をもたらすということになるわけでありま。御存じのように、食料品価格上昇に対する寄与率は大体五割といわれていますが、そういう意味におきましても、私たちがこの問題に目をつけなければならぬ。御存じのように、それも生産、流通を通じて確かにいろいろ問題があるわけでありま。これはやはり一つ一つ丁寧に取上げ

ていく以外にはない、こういう感じでありま。特に流通の問題なんかは、そういう感じを深くいたします。しかし、それをあきらめないで、これからひとつ取り上げていこうじゃないかという

ことで、きのうなんかもノリの問題について、倉石農林大臣も、特にこれについては、そのほうでも相当の有名な人を委嘱しまして、さっそく、どうしてこういうばかんなことになっているかということ、いま検討を具体的に開始する研究会みたいなものを発足させる、こういうことを言っておるのではありませんが、これはやはり御指摘のように、こうした具体的なものを、そして国民の皆さまの必需品といわれるものを中心にして今後やっていきたい。全部に手をつけたいのですけれども、しかし、その中でも重点を置けといえ、やはりこうしたものをまず取り上げなければなら

ない。しかし、同時に私たちは、季節商品だけに別に責任をかぶせるつもりはありません。それ以外の品物も、実を言いますとじりじりと相当強含みのところでございまして、これは全体の需給が非常に逼迫していますから、どうしてもそういう傾向にあります。こちのほうも取り上げなければならぬ。全体を取り上げるつもりでありまが、しかし、その中でも一つの大きな問題として御指

摘のような商品がある、こういうふうに私たちが考えております。

○武部委員　時間もございせんから、私は、抽象的な物価論争をしておてもこれは実りあるものになりませんので、具体的な問題で、実は政府側といろいろ議論を取りかわすほうが一番いいと思うのです。

個別物価の問題については、いま対策を考へておるのだという話がございまして。そこで、私は、次回のために一つだけお聞きをしたいのですが、この間ごろからいろいろ新聞に発表になっております物価安定政策会議の提言のことについてであります。これはもちろん最終的なものではないということですが、すでにほとんど全貌が明らかになっております。この取り扱ひ方が私はちょっとわかりませんので、お聞きをするわけ

です。この物価安定政策会議の第二調査部会がまとめたものが経済企画庁に示されると、経済企画庁は各省の物価担当官会議を開いて、その提言内容を知らせる。そうすると、その受けた各担当省と申します。提言に感服されておる各担当省は、これをどのように経済企画庁に反映をし、経済企画庁は、物価安定政策会議にどのようにこれをあげていくのか。私が申し上げたいのは、安定政策会議が提言をしたことがすぐ各省にずつと並びまが、さつそくこれについて大反響が出ておるといことが新聞に出た。どういふことだろうかと、どうしてそういうことになるのかと私は疑問に思っておりまして、きのうもちょっと言ったわけですが、「安定政策会議の提言には反対」「厚生省業務局適配再販に態度決定」、これは課長談話で、具体的に再販行為を擁護いたしております。それから薬局の適配については、これを変える意思はないといいて、この提言内容とは全く逆なことになっておるわけでありまが、堂々と、こういうものを通じて業界にばらまかれておるのです。『日刊薬業』ですが、この内容というものは、この提言と全くうらはらなものなんです。そうなるべく

ると、こういうものがどんな各省から出るというたしましうか、提言内容は膨大なものです。これはおそらく六日に正式決定になるだろうというふうな聞いておられますが、こういうことは企画庁を通じてどのように反映をしておいて、これがまた返ってくるのか、そういうことはどうなっているのかということ、私はちょっと知りたいのです。そうでないと、今度六日に最終決定になったら、そのものについてわれわれは議論しなければならぬ。それは具体的な個別的な対策ですから、すぐ政府でしろということなんです。それに、政府の部門の中でまっくらから反対をしておる。こういうことがわからぬので、きょうはちょっとそのことだけお聞きをして、次回に、提言がなされましてから具体的には質疑をいたしたいと思ひますので、それだけお聞かせを願ひたい。

○佐藤(一)國務大臣 これは四十三年の十月から昨年の十月まで約一か年、第二調査部会がそれぞれの品目について、各省の担当者を招致いたしました。そして、そうしてヒヤリングを開いたようであります。そうして、そうしたヒヤリングをもとにして対策というものを部会が練っておるようであります。もう間もなく私たちのところへ答申をいただける段階にきておりますから、新聞に何か出ておるようには、ある程度まとまったものができているはずで、おそろしく今日までいろいろとヒヤリングも受けたし、そしてまた、それについての各省の意見を聞こう、こういうことで、確認する意味で各省と連絡をして、どうだ、あるいは念を押す手続があったのじゃないかと思うのです。その結果として、今度各省はこの提言の内容を、少なくとも自分の関係する部分については個別的に知ることを得て、そうしてそれについて、そういう機関なものですから、ああいうふうな流れ方をしたのではないかと私は想像しているのです、新聞に出ておられますのは、であります、いづれにしても、おそろしく第一調査部会がそれによって左右されるものではないと思ひます。し

たがって、物価安定政策会議は政策会議の立場で、提言が行なわれると思ひます。これは受け取ってみなければわかりませんけれども、私たちはそういうふうな考えております。

○武部委員 これでは、時間の関係で、私はこれで終わります。

○松平委員長 有島重武君。

○有島委員 物価安定の政策の中でも、消費者の啓発ということが今後とも大きい比重を持つてくると思ひます。この消費者の啓発について、これはいま当委員会でもって審議されております民生生活センターも、一つの消費者啓発に役立つものであると思ひますけれども、従来なされておりました一般的なPR、あるいは学校における教育、それから社会教育でございまして、こういふものがどういふふうに行なわれていたのか、それから、今後それをどういふふうに変化してこうとしていこうとするのか、そういったことについて、長官の御意見を承りたいと思ひます。

○佐藤(一)國務大臣 もうこれは各省にわたります。展示会、研修会に始まりまして、各種のパネル、その他の出版物によるもの、テレビ等を使ったもの、いろいろな形で今日まで、消費者行政を中心にしたしまして、物価関係のものについていろいろな啓蒙がなされておりますが、これは私、決して十分と思ひておりません。なおなおこういふ取り上げ方を今後していかなければならぬ、こう私は思ひております。

各省それぞれに、文部省、農林省、通産省、たとえば文部省ですと賢い消費者というふうなテレビ放送をやっておたり、あるいはまた商品のテストと情報、こういうふうなものもまた、通産省が御存じのように消費者協会から出したり、それから、あるいは農林省の関係におきまして、市況の案内、あるいはまた各種の消費者関係の講習会、あるいは優良加工食品の展示会、いろいろなこうした形で現在実行されておるようであります。

○有島委員 学校においてはどのようにやっていらっしゃるか。

○矢野政府委員 現在は学習指導要領を中学、高校等、いろいろ改正の手はずを文部省が準備しておりますが、すでに中学校教育の学習指導要領につきましましては、消費者教育という観点からの項目を入れるというふうな、昨年の四月に方針がきまつております。さらに引き続き、高校の学習指導要領について現在検討中になっておりますが、逐次そうしたものが学校教育にも取り入れられていく方向をたどっております。今後ますますそうなっていく予定であります。

○有島委員 いまこまかいお話は、ここでは全部聞くことができないと思ひますけれども、そうした消費者啓発を各省にわたってやっておりますけれども、企画庁のほうではそれを正確に掌握していらっしゃると思ひます。

○矢野政府委員 現在各省あるいは各地方において進めております消費者教育の大体の全貌は、私どものほうでも随時資料を収集しております。

またさらに、今回御審議いただいております国民生活センター法が、この御審議が終わり通過いたしました場合に、その発足をするための準備で、さらにもう少し現状を綿密に調べていく下準備はいろいろしております。しかし、もうすでにいろいろな情報はかなり収集しております。

○有島委員 集まっております資料を、できれば資料提出していただければありがたいと思ひますけれども、委員長いかがでしょうか。

○松平委員長 資料提出、いかがですか。――提出させます。

○有島委員 私が伺いたいのは、そうした各啓発をやっているところのどのくらい実効があつていくかどうかということです。それから、社会教育なんかの教室が物価に関する、あるいは消費者教育といふものが、そういうことについて該当するようない教室が六万六千六千あった、そこにくらひの人が来て、それが役に立っていくのか役に立っていないのか、しりすばみになっていく

のじゃないか。私が知っている二、三の例でございまして、初めはばつと集まってくる、だんだん、そういうことを一番痛切に感じていらっしゃる方がかえって脱落していくというか、ちよつとゆとりのある方がここに集まって、それがだんだん、数が少なくなつても恒常化していくと、一種のマンネリ化におちいって行く。ですから、そういう消費者啓発ということが、やはりどこか地につけていないのじゃないかということをお心配するのですけれども、そういった実態までやはりつかんでいらっしゃるかどうか、それはいかがですか。

○矢野政府委員 詳細な資料は追って御提出いたしますが、現在消費者啓発活動は、たとえば地方の消費生活センターでもいろいろ教室を設けて、何曜日にはどういふことについてという定期的な教室を設けて、かなり活発にやっておりますところもありません。それから各種の消費者団体、ここでもいろいろな形の講習会、教室、そういうものを設けて、かなり活発に動いております。

二、三の例をあげますと、たとえば生活学校、これは新生活運動協会の中心の事業として各地に、これはかなり小さい単位で各地におきまして生活学校を開いている。あるいは消費科学センターで消費者大学というものが設けて、これも、私どもときどき話に参りますが、会場があつて、うしろのほうでもう立っている人もいるというくらいで、非常に盛会であります。

また、経済企画庁で直接的にやっておりますのは、消費者協会に補助を出しまして、ここでコンサルタントの養成をやっておりますが、これも非常に申し込みが多く、ここで教育を受けた人が各方面で、たとえば地方の生活センターで相談員になっておるとか、こういう形でかなり活発に動いております。

○有島委員 そうした啓発活動の今度フィードバックというところでございますけれども、一番最近アンケート活動をなさったのはいつですか。

○矢野政府委員 経済企画庁で、各都道府県に委託補助をいたしましてモニターを設置しております。

したが、そこからのアンケート調査が昨年末に集まっております。

○有島委員 物価意識とか、それから、いろいろな商品についての問題ですけれども、年齢層によって非常に差があるのではないのか。私は、これはまあ組織的に調べてみたわけではないのですけれども、非常に物価が高くなって困るというふうなことを言うのは、おもに高い年齢層が多い、安い時代をよく知っているから。若い方々はそういうところから出発しておられるということがあるように思いますが、そういう問題については、長官はどういうふうにお思いですか。

○佐藤(一)国務大臣 これも御指摘のように、大体年齢が進むに従って貯蓄がふえるといいますが、一人頭の金融資産がふえてまいります。そして金融資産を持つようになりまると、特に物価についての意識がやはり鋭くなってまいります。そういう意味で、高齢人口の方ほど物価についての意識が鋭いというのは、これは何でしたか、私も前に見たことがあります。そういう傾向は御指摘のようにあるようにございます。

○有島委員 その評価の問題でございますけれども、たとえばアンケートを大ぜいの方からとって、そして、それも単純割り算でもってやりますと、若い方々が多いわけですから、これはたいしたことはない、そういう結果が出やすいんじゃないかと私は思うのです。そういうことについて、どのような配分にしたらいいかということを考えていらっしゃるかどうか、その点をちょっと伺いたいわけです。

○佐藤(一)国務大臣 高齢人口の人が特に物価の問題を非常に痛感しているという意味で、日本のように、まだ高齢人口の比率が世界的に見ても非常に低いところから見て、いまお説のように、感じ方が鈍く出ているんじゃないかという御質問のようでもあります。確かに私、ある程度影響しているんじゃないかと思ひます。日本人の物価問題に対する意識というものは、そういう点が多少

あると思ひます。であります。これも物価の高さのレベルによることであります。ですから、最近は一ころと違ひまして、たとえば昭和三十年代の後半にもずいぶん物価が高かったわけですが、これも、そのときよりもよけい物価問題の認識というものが深まってきたというところは、私は全体としても言えると思ひます。ですから、御指摘のような点ありますが、しかし、さればいつて、事実を曲げて数字をつくり直して、もうちょっとそういうものを重く感ずるようなものにするかどうかという問題、これはまた別の問題だと思ひますが、そこまでしなくても、十分物価の問題についての認識は、一ころと違ひて非常に強くなってきたというふうに思ひますけれども……。

○有島委員 事実を曲げてとおっしゃいましたけれども、たとえば六十歳代の人、五十歳代の人、四十歳、二十、十代、いろいろなそれにかける係数の問題だと思ひます。ですから、私は各年代層の物価意識というものを知りたいなと思ひます。散発的には聞いておりますけれども、そういうものがほしいと思ひます。それが今度消費者啓蒙の姿勢に非常につながってくるんじゃないかと思ひます。

それで、いまの若い人たちは、物を乱費していくということがあたりまえになっているわけですね。これからは、そういう感覚の方々に對しての啓蒙のしかたになつてくるのだけれども、それは経済のあり方ということにつながりを持つていられるですね。うんと乱費してもらったほうがいいんだということと、それから、多少は縮まりを持たなければいかぬ、物を大切にしろということですね。その辺の御見解はどうなんでしょうか。昔風のお米の粒一粒にはというふうな、そういうようなことはいまはもう通用しないと思ひのだけれども、余つてしまうがなから。その啓蒙をしていく大筋ですね、今後の経済の見通しということがないと筋金が入つてこないのではないかと私は思ひます。長官の御意見はいかがですか。

か。

○佐藤(一)国務大臣 御指摘のように、私の言ひ方が悪かつたのですが、事実を変えるということではなく、ウェイトのかけ方ですね。そういうことも、なるほど一つの見方かもしれないが、これはなかなかウェイトの立て方をつくるのがむづかしいと思ひますが、いずれにしても、全体として物価問題というものが認識されてきておる。ただ、その際にどつちかというところよく乱費の消費はまだまだ世界的なレベルから見ても足りない、むしろそれは経済をこれから伸ばす上においても問題だ、こういうような議論も、御存じのように一時ありました。そのときどきに、私に言わせるとそういうやと思ひつきの議論はありますけれども、しかし、総じて経済問題というものは、効率ということが非常に重要であります。これは生産の過程においてもそうでありまして、われわれの消費生活においてもそうだと思ひます。そういう意味において消費生活の合理化という課題は、いつまでもすたらない課題であると私は思ひます。だから、そういう意味においてむだをなくす、そしていよいよ合理的な生活を営んでいく、こういうものの考え方、これは一貫していいものじゃないか。そして、それは年配の方だけの話ではないので、若い人たちにとても非常に重要な問題である。むしろ、もしもそれらの若い階層の間に非常に乱費の傾向があるということだとすると、これはやはり今後における私は大きな問題であると思ひます。その方面における教育が足りないんじゃないか。昔は御存じのように、家庭のしつけということによつてずいぶん若いときから、むだをなくせ、こういうことであつたと思ひます。それがやはり最近では、家庭のしつけというものがなくなつてくる。しかも、学校やあるいはその他の公的な機関によるところのそういう方面の教育というものは、必ずしもそれにとつてかわるに十分なほど進んでおらない。そうした欠陥が私はあらわれていると思ひます。実際問題として、ずいぶ

んものはむだになつておる、これは明白に言えることだと思ひますから、そうした方向のものを、これから消費者行政の一環としてもやっていっていいんじゃないか。それは抑制するとか、そういう思想でなく、合理的にやつてまいる。

これは余談ですけれども、この間もある中国の人に聞いたんですけれども、日本人のものの食べ方というのは、いまの若い人は、一番まん中のいいところだけをちよつと食べて捨ててしまつていふんです。ですから、ものの値段が実質的に非常に高くなつていふ。ところが、中国人は皮も骨も使う。骨は何かダシにするんです。皮も全部食べる。魚の皮なんというものは、肉の皮もそうですが、非常にセラチンがあつて、脳溢血の薬になるそうですが、とにかく残りくまなくあれするから、そこで実質的な価格がうんと低下するんだ。だから、大きなものを買つて、その中のほんの一つまみだけ食べれば、それだけ実質的な消費価格というものが上がるんだ、そういうようなことを聞いたことがあります。確かに消費生活の合理化ということとは、特に物価問題がやまじいようなときには非常に大事な問題だと思ひています。

○有島委員 非常に大ざつばなお話でございますけれども、大体の長官のお考え方の方向というのは了解いたしました。

次の問題にまいりますけれども、センター法案の中で、業務というものがだいたい出ております。この中でも苦情処理をやつていく。そして苦情が全国的に、多くの窓口から直接あるいは間接に入つてくると思ひますけれども、こうした国民の声をそのまま吸い上げていくということ——統計でございますね、それを公表なさるお考えがあるかどうか、それをお伺いしたいと思ひます。

○佐藤(一)国務大臣 これはもちろん、こういうものをつくるのでございますから、公表の原則、こういうものを立ててまいる、そしてそれに従つ

て処理していく、そういうふうにおりま
す。

○有島委員　いまの問題について、法律の中には明記はございませんね。——ありませんね。これは当然のことであるというふうにお考えになつていらつしやるようですね。これは当然のことだと思ひます。苦情が来たけれども、それが処理できなかったという件もたくさんあると思ひますけれども、それもそのまま、こういった問題が来ている、これは未処理分、それから、これは処理できない、そういうような形でもつて、全部公表していただくようなシステムにぜひしていただきたい。それがやはり、国民がどういう面にどういうふうな考へているかということが吸い上げられる、大

きた手がかりになるんじゃないかと思ひます。それからもう一つ、さっきのウェートのかけ方という問題とよく似ているんですけれども、集团的に計画的に、はがきがわれわれのところに来るということがございます。ほとんど同文でもってどんな来るものがございいますけれども、そういうものの処理を一体どういうふうにするお考えか。おそらくそういうこともあるんじゃないかと思うんですね。それは統計の上にはばかに大きく出てくるわけですよ。そうしたことは当然予想されると思ひます。ある特定の業者が憎まれているかなんかします。そういうことについて、うんとたくさんそれが来るような場合も起こってくるんじゃないか。そういうものの処理のしかたはいまからお考えですか。その場になってから考えようというようになことなのか、いまから予想していらいっしやるか、いかがですか。

○矢野政府委員　いろいろ苦情が来しましたものは、それをいろいろの整理してどういふところにも——もちろん個々の苦情につきまして、その場でもできるだけ処理していくわけですが、それと同時に、どういふところに苦情が多いのかということを知るためにも、それを集計していく、また必要に応じて公表してまいることになるかと思いますが、その場合に、おそらくいまお話しのように

う場合には、その中身といいますが、どういう性格のものかは、もちろん集計したりするときに考慮しておかなければなりません。常時集計していくわけですが、急に突然変異的にどこかのものがふくれるということがあれば、これはどこかおかしいというリマークをつけるという場合もあるかと思えます。もちろん、いままでなかった問題が急に起こってきて、急にある面の苦情が多い場合もあります。これは当然起こってしかるべき苦情であるとか、こういう、従来と非常に違ったようなものが出てきたような場合には、そういうった点をさらに中身を調べて、必要に応じてリマークをつけるということが必要かと思えます。

○有島委員 私はこう思うのでございますけれども、そうした場合でも、とにかく発表なさる数字というものは、統計上そのまま忠実に出していただいて、その上でもってただし書きをつけるようにしていただいたほうがいいのではないかと。これは特殊な場合だからといって、それで数字を曲げてしまふのではなくて、そうした事象もまた国民の前にさらして、それでみんなで考えられるようにしたほうがいいのではないかと。それから、そういったようなハブニングがいろいろ起こつたので、これは統計そのものがあまり意味がないのではないかという理由のもとに、こゝしは統計を発表するのを見送つたというようなことは絶対にないようにしていただきたい。くぎをさすような形でございまして、それをお願いしておきます。

それから、あと、非常にこまかい問題なんです。ございますけれども、きょう公取が来ておりませんので、——不当表示の問題なんです。

昭和四十二年の夏ごろに、牛乳の不当表示のことが問題になりましたが、それで四十四年の夏に、キャップを全部直したはずなんです。コーヒール牛乳、フルーツ牛乳というようなことはいわなくなったはずなんです。ところが、駅のプライヌスカードにはこういうふうに書いてあったわけな

んですね。これは私どもで気がついて申し上げた
ことがありまして、それでそれは直ったようでござ
いますけれども、地方の私鉄なんかでは、現在
なおまだこういったことがあるようであります。
ひとつそういったことを徹底していくようにして
いただきたい。これもまだ何か啓発が足りないとい
うほうのフィードバックの一例じゃないかと思
います。これはここで調べていただいて、どうい
うことになっているか——という、これは公取
さんの問題だと思いますけれども、そちらのほう
からお問い合わせになって調べていただいて、徹
底していただくように要望だけしておきます。
私の質問は、これで終わります。

○松平委員長 和田耕作君。

○和田(耕)委員 長官にお伺いしたいのですが、国民生活センターの業務の中で、物価という問題をどのようにお考えになっておられるか。

○佐藤（一）國務大臣 先ほど総理のお話もありましたけれども、あれは、多少ことばの表現の問題があつたのだと思いますけれども、もちろん、生

活センターが物価政策のすべてではないわけであります。ありますが、御存じのように、消費者行動というものが生活センターの非常に重要な使命

である。そうしてまた、消費者行政というものを通じて、物価政策に対して非常に大きな寄与をすることは私は期待できる。啓発運動あるいは情報の

提供、消費者の立場をいずれにしても強化する、こういうことでありますから、そういう意味で十分物価政策の一環たり得る、こういうふうには思っ

ておりますが、また同時に、消費者行政でありますから、物価問題についての啓発、啓蒙、こういうものを、ただ消費者という見地だけでなく、物

個問題全体の動向であるとか背景であるとか、政策のあり方であるとか、そうした点についても、やはりできるだけ啓蒙、啓発を行なっていくべき

である。そういう意味において、今日の物価問題のむずかしいときでありますだけに、そして国民の皆さんの御協力も特に痛感されますときだけの

に、そうした点には私たちもできるだけ力を入れ

てまいりたい、こういうふうに思っております。

○和田(耕)委員　きのう局長に御質問したのですけれども、三年間に百六十一人という人員を目標にして拡充していくことなんでしょうけれども、きのう局長も強調されておつたし、私もそう思うのですが、職員の人選というのは非常に重要な問題、あるいは生活センターの死命を制するやうな問題かと思うのですけれども、現在の三十六人を百六十一人にするというわけですから、相当専門的な知識を持つておる者を含めて、なかなか人選がむずかしいと思うのですが、どのようにこの要員を充足しようとしていくお考えであるか。

○佐藤(一)國務大臣　おっしゃいますように、私

も実はそれが一番重要だと田

のところは、新しい首脳部をきめまして、この新しい首脳部が活動しいいように人選をできるだけやっていたで、これももちろん筋だと思いま

す。しかし、新しい首脳部だけでそうした人選が、こうした時節でもあり、なかなか進まないというようなことがあつては困ります。そういう意

味で、もし御要望があれば、私どもでもできるだけ手助けしなければいかぬ、こういうふうに考えております。特に、相談を受けるというようなこと

になりますと、相当のレベルの人も要ると思います。できるだけその新しい首脳部の考え方によって、その適当な分野から来てもらうようにしなければ

ればいかぬと思いますし、それがいろいろとできない、あるいは役所の応援もほしいというようなことであれば、これについては、またそのときの

実情に應じて、各役所からも応援を出してもよろしいし、できるだけのことをしなければならぬ、こういうように考えております。

○和田(耕)委員 これは非常に大事な問題の一つですけれども、経済企画庁はりっぱなことをおっしゃっているけれども、なかなか実効が伴わ

ないという批評があるわけですね。それで、この生活センターの問題でも、各省との連絡という問題が非常に重要な問題になってくる。昨日も、砂

田委員のほうからも御指摘があったのですけれど

も、各省の人を直接の担当官として、適当な方法でこのセンターの職員の中へ持つてくるということですね。この問題は、つまり仕事はしやすいと思うし、各省との連絡はとりやすいということはあるのですけれども、センターの自主性という問題から見ている問題はありますけれども、しかし、逆に考えてみれば、各省の役人が適当な形でセンターに入るといことは、逆にセンターの自主性を強めていくような役割も持つておるわけですから、そういう問題を、長官はどのようにお考えになっておられるか。

○佐藤(一) 国務大臣 私もうそでわなくていいのではないかと思っています。もちろん運営については、もう走り出しましたら、われわれとしてもとやかく言わないで——言うつもりもありませんし、できるだけ自主的な運営をはかつていかなければならぬ、こう思っております。ただ、人的な充実ということは、今日なかなかむずかしい点もありますから、いまお話しのように、もし適任者があるならば、役所のほうの適任者に助けてもらっても私は少しもかまわない、そのことが別に自主性を傷つけるというようなこともない、これは首脳部の考え方方で運営すればそういうことはない、こういうふうに考えております。

○和田(耕) 委員 たぶん、役人が相当数入ると、それまた官僚的だということになると思うのですが、そういうことをおそれ民間から妙なのを持つてくると、こういう機関として適当な業務が行えないということにもなるので、物価の問題については、あまり一般の評判みたいなものに影響されないうと、もつと自信を持つてやってみてほしいという感じがするのです。そういうおそれがあるように思っています。

こう申し上げるのは、生活センターがいろいろ相談を受ける、また、各省の持つておる試験機関その他のものが内容を検討する、そうしていろいろなお答えをするという問題の処理を考えてみて、なかなかむずかしい問題——単なる知識の問題というよりは、公正な扱いという問題に

なつてくると、なかなかむずかしい問題になつてくる。たとえば、ある商品が有害だという判定を下す場合には、これはなかなか問題になるので、そこらあたりの問題を、設置の趣旨に照らしてやつてもらいたいという感じがするのです。

また、いまの行政全体から見ても、私、これから内閣委員会での質問をしようと思つておるけれども、米穀事務所とか、あるいは米穀関係の人が非常に余つておる。その他、そういうようなところが各役所にもあるわけですね。そういう余つた人を消費者行政のほうに回す必要があるんだというのが、行政管理庁が提案した問題なんです。が、こういうふうな問題も、百六十一人だからたいたことはないので、けれども、しかし、そういうような政府の余つておる人を、しかも、その商品については知識を持つておる人だというような場合には、こういうところに積極的に転用して、そうして向こうの人員を減らしていく、総定員法の精神もこういうふうなものから生かしていくということも、必要な感じがするのです。

そういうわけですから、あまり一般のジャーナリスト的なものに影響されないように運営をしてもらいたい。要するに、政府は責任を持った運営をしてもらいたいんだということなんです。が、この問題についてのお考えを承りたいと思ひます。

○佐藤(一) 国務大臣 私もうそでわなくていいのではないかと思っています。もちろん運営については、もう走り出しましたら、われわれとしてもとやかく言わないで——言うつもりもありませんし、できるだけ自主的な運営をはかつていかなければならぬ、こう思っております。ただ、人的な充実ということは、今日なかなかむずかしい点もありますから、いまお話しのように、もし適任者があるならば、役所のほうの適任者に助けてもらっても私は少しもかまわない、そのことが別に自主性を傷つけるというようなこともない、これは首脳部の考え方方で運営すればそういうことはない、こういうふうに考えております。

○和田(耕) 委員 その問題と関連しまして、私は宮澤長官のときも、菅野長官のときにも、政府の長官の御意向をただしたことがあるのですけれども、

も、最近新聞で、例の物価安定政策会議のある部門の提案として、これは草案のようなかつこうのようですけれども、政府の行政指導の問題について、こんなものはいけないうの、好ましくないのだ、自由な商品流通の条件をつくらうが、自由ののだというふうな学者諸君の意見があつたと聞くのですけれども、これは事実ですか。

○佐藤(一) 国務大臣 いまのお話は、先ほどもちよつと出ていました。例の行政介入の問題だと思ひます。行政介入の問題につきましては、いま物価安定政策会議の第二調査部会で結論を急いでおりまして、ごく最近に政府に提言になると思ひます。この提言というものをよく見ましてわれわれは措置していきたい。

その中にいわゆる行政の直接的な介入、間接的な介入、こういうものがあつて、さらに経済的な介入と経済外的な介入がある。この経済外的な介入というもののの中に——これはまだ正式に提言を受けていないのですが、新聞等にも一部には出ておりますけれども、とにかくタキシール料の問題であるとか、その他各種のそれ自体としての立場からの行政からする介入、そういうものと物価との問題が一体どういふふうにかみ合うか、こういうことを指摘して、そして提言がなされてくると思ひます。ですから、これはやはり一つ一つ私たちがよく検討して、その提言の措置をきめてまいらう、そういうつもりでおります。

○和田(耕) 委員 その場合に、学者諸君の物議以來いままでのその問題についての提言は、ぼくはかなり問題があるという感じがしておるのです。というのは、自由な取引条件をつくれればいいんだ、これが根本だ、その理論としてはわかりやすい。わかりますけれども、たとえば牛乳のとき指摘したのですけれども、牛乳の小売商の場合には大手の系列下になつておるといふ、一つの看板の変わった寡占的な状態が今日の機構の中にある場合に、自由な取引条件ということとは逆に物価を引き上げるといふ条件になるのだ、せめてもの歯どめは、農林省の正しい行政指導があれば歯どめに

なるのだという問題があるわけですね。これはたとえば、今度のお酒の問題が新聞にも載つてゐるのですけれども、ビールは値段を五円上げるといふ問題がある。これを政府は、それは業界がやるから知らぬ顔してゐるんだというふうな、自由の問題を政府の都合のいいような方向に取り上げていくという可能性もある。牛乳の場合、若干そういう傾向があります。農林省は、おれらの行政指導を拒否したんだから知らぬのだというふうな、責任回避のような状態にこの問題を持つていくという可能性のほうもつとつけないうことだ、というふうな感じが私にはするのです。行政指導のやり方が悪いということとは確かに問題がある。米の統制の問題とこの問題とがあまり混雑し過ぎておるといふ感じがするのです。もつと政府は、責任をとる問題については、積極的な行政的な指導に乗り出していくという心がまえがあつてしかるべきだといふふうにお考えなのですが、この問題、長官はどういうふうにお考えになりますか。

○佐藤(一) 国務大臣 これは私たちも、非常にむずかしい問題だと思つております。行政には行政としてのタッチをする立場が当然あるわけですね。

それからもう一つ、自由競争価格といひますか、今日の段階において、価格をできれば自由競争にさらすということは理想には違ひありません。これが全体として日本の経済の進み方にとって大きな一つの原理になつておるし、そういう意味においては競争原則というものは、われわれはたてまえを尊重しなければならぬと思ひますが、まあどんなものも無条件にただ競争すればいい——そこには過当競争の場合もありましよう。あるいはまた株の値段の動きと同じように、物の値段があつたときとよその前の日と違ふ、しよつちやう変動するといふ、そういうもののあり方がいかにどうか、やはりいろいろな角度から問題はあると思ひます。ただ、それらを通じて、個々の現象を通じて、そこにやはり競争による合理化といふものの精神をできるだけ生かしていくようなかまえていふものは捨ててはならない。これがや

はりほんとうのところであつて、さまつ、末端までしよつちゅうがたがた、毎日のように需要供給の変動で動くというあり方が必ずしもいい、また、それがほんとうの自由競争だとも言えない。そういう意味においては価格のきまり方、価格のあり方自身も、その機械的のものごとを考へる必要はもちろんだと思つておられます、それからまた、行政のあり方ですが、たとえば先ほど牛乳のお話が出ましたが、これらについて私たちがよく考へなければならぬのは、それをはずしたことがかえつて値段を上げた結果になつたか、それとも下げた結果になつたかのこの認識は、よほど調べないと出てこない。牛乳なんかの例をとつてみますと、むしろそれをはずして、いま和田さんの御指摘のように上がった、マイナスであつたという、そういう一時的な効果ということとは前から取り上げております。それからまた、最近では牛乳の価格が非常にばらつきが出まして、高いものから安いものは十七円とか、そういう安いものも出てきた。これがこういう状態になつたのはあれを取つた結果かどうか、そういうようなことをよほど認識した上で議論を立てないと間違えるのではないかと。そしてまた、結局今度は業界がつぶれてしまつて、元も子もなくなつてしまつたということがいいとも思わないし、なかなかそこいらのところは——特に中小企業の問題については、私たちとしても十分頭に入れないならぬ。ただ全体として見ると、今日の行政のあり方から見て、行政が介入したためにかえつて下げにくくしておるといふケースが多いのではないかと、こういう立場で、物価安定政策会議もこの問題を取り上げたと思うのです。ですから、すべての場合にこれを機械的に判断するということは、私たちも避けたいと思つています。

○和田(耕)委員 私も、行政が介入して下がるべきものが下らないという事実があると思ひます。しかし、それは行政の介入のしかたがまずいので、しかたがまずいということを考へないといけな時期ではないか。つまり物価が上がつてくるといふことは政府の大きな責任だといふ——これは何といつても政府の責任になつてくる。そういう場合に政府が責任をとるのには——役所が関係したからいけないといふことは、役人がまずい指導をしたといふことの意味であつて、いろいろな物価の問題その他の問題について公正なあれをする場合に、法的な立場から発言をする、これが役人という形で代表されてくるのはやむを得ないといふ、これはこういう事実があつたから行政はやめよう。しかし、やめた結果うまくいく保証はないのです。現在のたいがい品目において、業界のたいがいの行動において、そういう状態であるのに、つまり役人の指導というものをだけを取つて、民間自体は寡占状態であつたり、あるいは独占的な状態であつたりという状態をそのままに、それを改善しないで、役所が介入するからおかしいんだといふことだけで、役所の責任をのがれていく。結局、責任のなれの結果になつてくるという事実が多量にないかと思ひます。いま、全体の問題としても、国民の生活を守つてという立場から見て、公的な機関の発言力が弱つてくるということは、私は正しくないと思ひます。その場合におかしいからといふのは、やり方がおかしいのであつて、役人がタッチすることがおかしいということにはならない。そういう問題をもちと検討してもらいたい。また、ジャーナリズムが役人をくさせばわりには人気がいいといふことも、それだけ役所のほうに不徳のところがあつてくれども、そういうことによつて物価政策、当然政府が責任をとらなければならぬ段階においてそれをカムフラージュするような政策は正しくない、私はそう思ひます。長官はどういうようにお考へでありますか。

○佐藤(一)国務大臣 そういふ御指摘の点が非常にあります。今度の提案、いづれ詳しい説明をこれから受けるわけですが、どちらかというと、一つは、先ほど申し上げました経済的といひますか、他の目的のために規制を行つておる。そのために物価という見地からの検討というものがなされない。そして、むしろ業界の統制であるとか、その業界の立場からのコントロールだけが行なわれている。かえつてそのために物価という見地が忘れられている。こういうような意味で、むしろそういうものはないほうがいいんじゃないか、またこういう議論が出てきたわけですね。ですから、これは各省の行政一般を通じて私は言へると思ひますが、その際、企画庁が幾ら物価物価といつても、農林省なら農林省がその気になつてくれば、農林省が農林省は、いままでではどつちかという生産者本位であつた。かりにそういう議論があるとなれば、やはりそれを、同時に消費者の立場を考へる論争に変えていつてもいいわにかい。さらに、行政をなくすわけにはいかない、こういう問題がまた他面あるわけですね。ですから、もしもその運営が間違つておるといふことであり、角度が違ふのなら、今度新しい角度でこれを取り扱うようにさせることによつて、十分改善が実現できるものも私はあると思ひます。それからまた、現在はいくつかの場合、タッチのしかたに中途はんばいが多いと思ひます。十分に中身をわかんない、原価もわかんない、そうして、いわば情性的にこれを扱つておつた、そういうようなものが、こまかい行政に多々あると思ひます。ですから、そういうものを、ほんとうにできるものは改善する。そして、全体としての評価の結果として、やはりこれがあつてはどうしてまずいといふものがあれば、自由化するといふ提言を受け入れていいものも出てくると思ひます。

○和田(耕)委員 もう一つ、これは出たかも知れぬと思ひますけれども、先ほどの、物価の値上がり、つまりおもな犯人といふのですか、野菜だといふあの宣伝のしかたといふのは、これはいい意味で言つておるのですけれども、政府の説明のしかたはちよつと問題があると思ひます。きのうも、農林省の人に来てもらつてその説明を聞いたんですけれども、やはり四十年から四十四年までの農産物というのは、野菜は平均すればそんなに上がつていないのです。年間に二割弱しか上がつていない。そういう状態があるといふことは、一般の人はあまり知らない。物価がどう上つてきたか。これは政府のほうも、野菜が上がるんでねというふうなことのほうが耳に響いて聞かえて、その問題があまり出てきていない。つまり、このことは、物価の値上がり、物価の高騰に対する政府の今後のかまへの問題と関連して思ふと思ふのです。それで、一応、質問者なり不審に思つておる人に、それは野菜ならしいうのがないなというふうな感じを持たすといふ段階であると思ひます。したがつて、国の全体の基調の中に物価の高騰する要因があり、これがいいよ火を吹き始めてきているといふところに物価問題の焦点がいくように、ひとつ長官としても御指導いただきたいかなければいかぬじゃないかという感じがするのですけれども、どうですか。

○佐藤(一)国務大臣 それはもう全く、むしろ私がお願したいところなんです。というのは、どうも先般からの議論が、なぜ五割を五・七に変え、六・三になつたかといふ式の議論があまりに多いものですから、それは率直のところ、数字の示すところ明らかなとおり、野菜、くだものという話になつてしまつたのです。これは私としてはあまり本意ではありません。というのは、和田さんが御指摘になりましたように、野菜は下がるときは下がるわけですが、それで、去年のちよつと二月には二割くらい下がつたのです。そして、去年の二月に二割くらい下がつたところから、今度は

四割も五割も上がっている、こういうことなんですね。そういう意味において、価格問題全体として見ますと、野菜その他の季節商品だけ取り扱えば、先ほど申し上げたように、くだものもあれば魚もあるのですけれども、つい野菜野菜ということになったのですが、これは決して私の本意ではございません。

われわれが取り組むべき本体、そして、これから皆さんとともに御議論を願わなければならぬのは、むしろそうでない、物価全体の他の問題でございまして。これ自身がやはり相当、じりじりと上る傾向がある。そこを私たちも心配をしているのであります。また、したがって、あれはやむを得ず受けて立つお答えとして出たのであって、別にこれをPRするつもりはさらさらございません。

野菜というのは、普通、御存じのように二年サイクルで、下がると上がり、上がると下がる、こういうわけてあります。私は、この動きについては、今後変化がくると思います。それは、農村における労働不足の問題であるとか、いろいろなことで他の要素も出てくる。でありますから、私は、昔ながらのように二年サイクル説を農林省の専門家が言うのを、必ずしも信用はしていません。まあ米の生産過剰をなかなか当てなかったのですから。そういう意味では、野菜のようなむずかしい問題は、これからよほど慎重に分析して――簡単に、ただサイクル理論だけで処置することは適当ではないと思います。したがって、今後われわれはそこのほうも進めにかいかなければ、しかし、野菜が真犯人であるというふうには私も申し上げたくないのであります。

○和(耕)委員 わかりました。
終ります。
○松平委員長 松本善明君。
○松本(善)委員 長官にお伺いしたいと思ひます。

昨日来、国民生活局長にもいろいろ聞いてきた

のでありますけれども、そして同僚の委員もいろいろ申しましたか、国民生活センターについて、一体何をやるのか、これはへの役にも立たぬというところが週刊誌に書いてある。盛んにここで議論されたわけでありまして。一体具体的に何をやるんだらうか、また、ほんとうに役に立つんだらうかということについては、みんな疑問を持っておられるのです。いまの和田さんの質問でも出ましたけれども、これは国民の生活に対する不安の最大のものであることは、もう言うまでもないと思ひますが、この物価の問題についていうならば、どうしてもやはり政府の責任という問題が出てくる。これは政府の、物価上昇を抑制するという責任が果たされてないんじゃないかという問題にならざるを得ない。この問題について研究していくならば、国民生活センターの中の総合的、基礎的な研究にいたしまして、どうしても政府の批判ということにならざるを得ない。こういうことを含めてそういうことはやっていいのか。きのうの生活局長のお話では、もちろんそういうことはやってもいいのだという話でありましたけれども、そういうことも含めまして、長官はこのセンターについて、物価問題について一体どういうことを期待をしておられるのかということについて、まずお答えを願ひたいと思ひます。

○佐藤(一)国務大臣 確かに、でき上がった国民生活センターが能力を発揮しないというふうなことは困りますし、きのう以来十分御審議を願ったことと思ひますが、きょうは幾らでもやることはございまして。でありますから、そういう意味で、窓口を通ずるところの消費者行政という見地から、今後活発になるにはどうしたらいいかということ、われわれとしてもできるだけひとつ努力をしてみたいと思ひますが、しかし同時に、情報の提供という具体的な研究、ことさらにそのもとである基礎的な研究、こういうふうなものややはり一連のものとし、一貫していいと思ひます。窓口の仕事だけをやるから、それだけやればいいのだというわけにはま

いらぬ。十分調査研究というものも必要でありますし、それからまた、御存じのように今回の場合には、従来の研究所を引き継ぐ形になっております。そういう意味で、スタッフ的にも調査にたんのうな人もおるわけですから、そうした人の能力というものを大いに使つて、フルにそれを發揮してもらつて、そしてまた、それが生活の行政、消費者行政というものに大きな力になると私は思つておりますから、窓口だけをやる、こういうふうにも考えていません。そういう意味においては、それじゃ焦点がぼけるじゃないかというお話があるかもしれないが、欲ばつていろいろのことを、これからわれわれはやりたいと思つておられるから、ある程度やむを得ないと思つております。

○松本(善)委員 ちょっと確かめておきますが、物価問題についての総合的な研究、その結果が政府の施策の批判になるといふようなことになつてもやむを得ないというふうな何つてよろしいですか。

○佐藤(一)国務大臣 これはどういふ研究が出てきますか、それは予測のつかないことでありますし、政府の部内の研究の中でも、いままでも政府の行政に対して批判的なものはないことはあります。でありますから、それらのことをどういふふうにするかということは、私はいまから特に取り上げる必要はない。やはり研究の結果は研究の結果として、発表すべきものはちゃんと発表する、そういうことでいいだろと思ひます。

○松本(善)委員 少し具体的にお聞きしたいと思ひます。鉄鋼の原価の問題について御質問したことがありますが、この商品の製造原価の問題は、私は、物価を抑制する面では非常に重要なものではないかというふうな考へるわけでありまして。あらためてお聞きしたいのでありますが、ここで私は、少し数字を申し上げてみたいと思ひます。カラーテレビの場合は、原価三万円くらい、輸出価格は六万円くらいで売られておる。それか

ら、国内の小売価格では十八万というふうにいわれております。電気冷蔵庫の場合には、大阪の商工会議所の調査によりますと、原価は一万七千七百二十円、小売り価格は六万九千円というところであります。それから乳児用粉ミルクが、千五百グラム入りで小売りが九百八十円、原価は五百円くらいというふうにいわれておる。コカコーラは、一びんの原液代は三円くらい、ところが小売りは三十五円。これなんかになるとたいへんな、十数倍ということになる。薬品類で見ますと、大正製薬のコレステロール製剤のカプセルが原価で二円くらい、卸価格で六円、薬価基準によると、これは二十六円六十銭というふうにいわれております。武田薬品のビタミンB₁で見ますならば、ビタミンB₁の相場は一キロ当たり五千八百円くらいといわれております。それで逆算しますと、百錠入り百円の小売り価格のものが原価三十銭くらいというふうに計算されるのじゃないかと思ひわけです。肥料の硫酸は、一袋四十キロ入り、六八年には七百八十一円でありました。しかし、原価は四百八十円くらいといわれておるわけでありまして。

こういう商品の原価をずっと調べまして、利潤をあげ過ぎているという場合に、この値段を下げさせるということが、物価全体を下げていくという点で非常に重要なことではないかと思ひますが、この点についての長官の御意見を伺ひたいというふうに思ひます。

○佐藤(一)国務大臣 率直に申し上げまして、この原価を調査すること自体、なかなかむずかしい問題であります。それから、いま御指摘の数字もどういふ数字か、私もわかりませんが、これについては、見方もずいぶん相違があると思ひます。そういうことで、原価を一々調査してみても、さらにその間の流通の経費の取り扱ひをどういふふうに見るとか、いろいろとまた経費と資本との関係で、いわゆる財務的な取り扱ひをどういふふうにするかとか、いろいろの考へ方が入つてくると思ひます。ですから、一がいにこれだけの差額が利潤であるとか何とか言うことはできないと私

は思います。

しかし、そうでありましても、最近においては、御存じのように、好景気によって相当法人の利益もあがっていることは事実であります。であります。この利益をどうするかという問題は、われわれは、これはもちろん税金の問題として取り扱うべき問題であると思っております。ですから、そういう利益をどういうふうにして取り上げるといふようなことは、私はむしろ、主として税金の問題であると思っておりますけれども、同時に今度、その生産されたところのいわゆる付加価値といふもの、そういうようなものを資本と労賃といふものにだけ分けておきますけれども、これについて、あまりそれが行き過ぎてきまると、たとえ自由競争によって、需要と供給によって価格がきまるといふにしても、他の経営、他の物価に相当影響を及ぼす。それからまた、物価問題の立場からしても、それが極端になった場合においては、これはわれわれとしても捨ておくことができません。でありますから、よく議論が出てきております管理価格の問題なんかも、管理価格であるかどうかという認定が非常にむずかしいことは事実です。しかし、これはやはり今後一般の管庁では調査できませんが、公取委員会では十分調査することが可能なわけでありまして、そういう意味において公取とも連絡をとり、そういう不当なものがある場合には、これはもちろん公取としてもはっておきませんが、われわれとしても、それが物価の上昇を抑制する一つの手段になる。そういう意味において警告を発したり、さらに、ものによって介入することも不可能ではないわけでありまして、でありますけれども、一般的に、大きなそうした産業なり商品生産全体について、利益があるのだから下げろ、こういう取り扱ひのしかたというものは、現状においてはなかなか議論がある。いま申し上げましたように、引き算でもってすぐ、それがみななるまるる利益になるから価格でとってしまえ、こうもなかなか結論しかねる問題が、実際問題として多いということも事

実であります。

○松本(善)委員 もちろん私のあげた例が、そのほかの検討のしかたがないというようなことを申すわけではありませんが、しかし民間でも、この製造原価と販売価格の差というものは相当論じられてきておる。これが一体正しいのかどうかということも、国民の関心事でありましよう。それについて一体どうなっているかということも、やはり正確に調べる必要があると思ひます。それからまた、需要と供給との関係で価格がきまるといふことだけであるならば、そんなにべらぼうな利益があるわけはないわけでありましよう。べらぼうな利益があるわけはないわけであるならば、間接的ではあるけれども、これは私どもがいう独占価格、いま言われる管理価格という疑いがあるんじゃないかという問題にもなつてくると思ひます。そういう意味では、原価の調査というのは非常に重要なことであるというふうに私は思ひます。

長官のいま言われることについて、私、多少引つかかる点がありますのは、一般的に全部原価調査をしてやるということはどうだろうかという、疑問的な発言をされましたけれども、長官もあるいは総理も、企業の生産性向上の成果を、その配分にあたって価格引き下げにも充てるといふことを、はつきり言われたわけですから、いまの話では、これは税金だけでいくべきだという趣旨にもとれるわけですから、長官が経済演説で言われた内容、価格引き下げに充てるといふのは、具体的に一体どういうふうにするつもりなのか、それを少し話してもらいたい。

○佐藤(一)國務大臣 先ほど松本さんの言われたのは、原価と最終のところまで売っている値段との差がある、こういうお話から、非常に機械的に出たようなお話であつたから私申し上げたので、その中に中間段階がある。この中間段階でもって実際に生活をしておるたくさん人間がおるわけですから、それはコストとして当然計算に入れないわけにはならない。問題は、それがいわゆる近

代的な原則から見てもっと合理化をすべき問題があるんじゃないか、いわゆる流通の合理化というような問題として、われわれはこれを取り上げていかなければならぬ。そういう意味で、流通の合理化の過程を通じて、できるだけその中間段階のものを減らしていかなければならぬということ、これは私が申し上げたとおりなわけでありましよう。

それで、問題は、さらにそうしたものを除いて、とにかくいわゆる純利益というものが法人に出た場合にこれをどうするか。これについては、もちろん、先ほど申し上げたように、本来税金で取りまされけれども、しかし、その純利益というものが非常にばく大だといふようなときには、これはやはり問題でございます。価格との関係も当然に考へていきたいと思います。それからまた、法人の利益といふものの帰属といふことが、一体どういう理由でもって法人に利益を与えられておるかというその基本的な問題にさかのぼれば、これは御存じのように、いろいろの言い方があるわけでありましよう。そういう意味で、利益を与えてはいけないというわけには当然まいらない。

そういうことで、この問題は、一面においては、中間における流通のコストの問題をどう扱うかという問題であるし、一面においては、利益の配分問題であるし、一面においては、労使だけで配分すべきものをもっと消費者に還元することとが適当であるという問題も含んでおる。いまお話ししたのは、非常に広範な問題を含んでおるようになり私思つたから、そういう御説明をしたわけでありまして、いわゆる寡占による管理価格の弊害といふことが、最近非常に指摘されつつあります。これも機械的には私は議論はしたくない。その中のものを調査いたしまして、ものにより、必要によつて取り上げていくものがあつたらばこれを取り上げていく、こういうつもりであります。

○松本(善)委員 その中間の問題については、卸売り価格がどのくらいかは簡単に調べがつくのです。わかりにくいのは製造原価だと思ひます。

どこに利益が隠されているのか。これは卸と小売りの関係でいうならば、その利益は一目瞭然になるわけですから、やはり製造原価を調べるといふことが一番中心の問題になると思ひます。

いま長官の答弁は、だんだんきめがこまかくなつたといふか、訂正といふか、そういうふうになつてきたと思ひますけれども、私さらに聞きたいのは、長官が言われました、生産性の上がつていふその成果の配分にあたり価格の引き下げに充てるといふのは、具体的にどうやって実行するかといふことなんです。問題の焦点はお互いに共通になつてきたように感じますので、一体どうするのか、ここをお聞きしたいのです。

○佐藤(一)國務大臣 御存じのように、生産性が上がるということで、その結果として生じてきたところの付加価値というものを資本と労賃でもって分け合う、それでもって全部分けてしまふというふうなやり方が、結局一方において労賃の循環的な上昇をもたらして、そしてまた、中小企業経営に對しての大きな圧迫にも一面なつておるといふことも事実であります。それからまた、法人の利潤につきましても、御存じのように、最近におけるところの巨額な投資といふことも頭に置いて、その資本に対する配分は一体どうなさるべきか、こういうことが当然きまるわけでありまして、でありますから、一がい議論はできないけれども、しかし、いま言つたように、非常に過大な利益が継続して出たり、あるいは賃金の上昇といふものがただ循環的に行なわれてくるようなことになつてくると、これは物価政策としてほうっておけない問題であります。でありますから、現在の制度のもとにおいては、公取等においてまず調査をしてもらなければならぬと思いますが、その調査を前提として、一体これはどこに帰属すべきものであるか、付加価値の配分、帰属といふ問題は、別にびつたりとした配分の比率をきめる原則があるわけではありませんが、これはその産業の情勢あるいは価格の状況、そうしたものの全体を見て判断をしなければならぬと思ひます。その

結果として、これはやはり引き下げを勧告するほうが適当だというのは、引き下げを勧告しなればならぬものも出てくると思ひます。私たちが、現在そういうものについて、直接こうしろという介入の手段は与えられておりません。でありますから、まず一般的な警告を発しなければならぬ場合もあります。しかし、ものによっては、あなたのおっしゃったように、それは公取の調査をまず行ない、その調査の結果によって措置をしていく、こういうことにならうかと思ひます。

○松本(善)委員 いままでのところでは、公取が原価調査をやつて、その調査結果はこうだ、だから引き下げ勧告だというふうなことはなかった。一体公取が原価調査をするについての障害というのはあるのですか。それとも怠慢という、あるいはことが強過ぎるかどうかわからないが、やっとなかったかどうか、その辺はどうですか。

○佐藤(一)國務大臣 これは私も実は公取委員長に確かめてみたのですが、実際問題としてなかなかむずかしい。この間、御存じのように三品目ばかり調査をしたようであります。まだその検討をしておるようでありますけれども、調査自体がなかなかむずかしいようであります。それから、その結論をつけること自体にもいろいろ問題はあります。このところが一つ問題はあるのですが、公取におきましては、いわゆる独占禁止法という法律を前提にしての調査であります。でありますから、一体独占あるいはカルテル価格というものがほんとうに結成されておるかどうか、公取が正式に認めないカルテル価格をひそかに結成してあるかどうかというふうな、独占禁止法のたてまえからこれを判断する、こういうことになっております。しかし、価格に非常に関係のあることは事実であります。そしてまた、競争条件がなくなつていふ完全な独占状態かどうかというふうな判断で、非常に判定に苦しむところがある、こういうことを話しておりました。

○松本(善)委員 確かに公取の場合は独占価格と云うこと、管理価格、それを前提に云うことではありますので、非常に狭くなる可能性があると思ひます。私は、いまずっと、初めから論議しておりましたのは、一般的に原価調査というものをやはりやる必要があるのじゃないか、そういうふうなことを考へるわけですが、それをやるとすればどこでしようか。

○佐藤(一)國務大臣 つまり私もが演説等で話しておるのも、いまあなたが狭くなるという御指摘のあつたそうした問題についてであります。一般的なものは、これは本来の価格政策で行なうべきものである。そういうふうな状態を長く継続して生じさせておくこと自体問題であるのであります。そこにも、私どもが物価政策を一生懸命やらなければならぬ一つの大きな理由がある。今日のところ、たとえばあの業界がだいたい利益があるからこれを全部引き下げさせようというふうな制度のたてまえになっておりませんし、また、そういうことを介入するというのが是認もされておらないわけですから、私どもは価格政策全体の運営によつて、いわゆる常識的に見てことも不当な事態の生じないような状態に持つていくことがわれわれの政策の主眼である、こういうように言へると思ひます。

○松本(善)委員 現在の制度がいろいろな点で、一般的に原価調査を強制的にできるというふうなものでないといふこともありません。しかし、民間でも、もうすでにいろいろ、書物でも原価について、それが正確であるかどうかは別として、かなり論じられておるわけです。価格政策を一生懸命やらなければならぬというけれども、やはり原価調査をしなければならぬというじゃないか。高といつたって、企業がもうけていないといふこととであれば、それはどうにもならぬといふことにもなりましよう。ですから、やはりそこをどうかが私どもは焦点ではないかといふふうに思ひます。これがもし現在の制度においてそういう仕組みになつていなければ、本格的に物価を引き下げ

るといふことを考へるならば、原価調査をできるような仕組みにする必要があるのじゃないかと私どもは考へておるわけです。その点についての長官の見解を伺いたいと思ひます。

○佐藤(一)國務大臣 現在の体制におきましては、個々の調査をする、すべての企業についての原価を調査をするというふうな機能も、もちろん与えられておらないし、また、それに応ずるだけの体制もありません。また、これを本格的にやろうと思つたら、これもたいへんな問題でしょう。

でありますから、先ほど申しましたように、現在の体制においては独占禁止法を前提とするところの調査、これだけが初めて可能である。そうして、その調査の結果として不当な事実があれば、それに応じて処置をとることができ。そうして、ただ一般的に、あの企業がもうかつていふようだ、あの部門がもうかつていふようだという程度のことは、もちろん行政にはなりません。もしも本格的にやろうと思へば、AもBもCも比較してみれば、ほんとうにバランスのとれた処置を求められる結果になります。今日においては、そうした行政措置をとり得るだけのそういうような体制もなければ、そうしたことも介入もできないという前提であります。

でありますから、私たちは、もしもそういう一般的な不当な事態というものが万一にも起こらないように、価格政策を通じて、できるだけそういう事態の起こらないように努力をする。そうして、特に不当なものがあれば、先ほど申し上げたように、われわれとしてはまた引き下げについて措置をとる道が与えられておりますから、そういうものについてはわれわれとしても方法を考へよう、こういうふうな考へております。まあ、税制ということも、先ほど私が申し上げましたように、そうしたものにこたえる現在における制度であらうと思ひます。

○松本(善)委員 私どもの考へによれば、物価を下げるといふことは、国民のもう圧倒的な政治への要求になつていふ。これを實現するといふのは

至上命令くらいに考へなければならぬものであらうと私どもは思ふわけです。私たちの党では、この物価の原価調査を強制的にできるようにすべきだ。それは国会という国権の最高の機関といふところに権限を与えて、そうして、調べていく問題があるんじゃないかといふふうに思へば、やはり調べていく、こういう方法をとっていくべきではないか、こう考へておるのですけれども、そういう方向について長官の御意見を伺いたいと思ひます。

○佐藤(一)國務大臣 これは、現在の経済体制におけるところの価格形成の根本に触れる問題だと私は思ひます。その価格がどういふふうにして形成されるか、それを企業のみならず、すべての経済単位にわたつて、全部を一体トレースをできるものかどうか、私はそういうことは疑問に思つております。この凡百にわたるところのすべてのものについて、精密に、バランスのとれた裁定というものが求められた場合に可能かどうか、これにはこれで問題がある。過去の歴史におきまして、何か特別の事態において特定の産業だけをねらい撃ちして、そうして下げるとか上げるとか、そういうような議論をした国もあるようでありますけれども、結局、そのことは永続性もないし、価格を全体として下げるのには役立たずたかといふことについても、疑問が提起されておるわけであります。でありますから、私はそこまで問題を広範に推し進めて議論をなさるのであれば、これは全体としての需給調整の問題であるとか、いわゆる価格政策を通じて価格の引き下げをはかる、これがオーソドックスなやり方であらう、こういうふうな思つております。

○松本(善)委員 そうすると、私は最初に戻るわけだけども、生産性の上がつておる企業から価格を引き下げさせるということについて、では、具体的に一体どうやっていくだろうかといふことについて、また疑問を持たざるを得ない。長官は、前回私がこの論議をしましたときに、まだどの企業、どの企業といふことについては考へていない

午後零時四十六分散会

と言われました。それも考えていないということであれば、これは総理の演説にいたしましたし、それから長官の演説にいたしましたし、まことに口頭ではいい。何も具体的な保証のないことを言われたというふうには見えませんが、これはどう思うわけですか。あらためて、具体的には何をどういうふうにおやりになるかということをお聞きしたいと思います。

○佐藤(一)國務大臣 これは、ああいうふうには総理の演説にも出ておられますが、しかし、具体的な、先ほどから申し上げておられるような調査をもちろん前提にしておることです。であります。これについては引き下げをどうしても勧告すべきである、こういうような結論が出た場合のことでありまして、それを当初からこれだということに予定できないのは、私はやむを得ない。しかし、また、さればとて、そうであるから、あの総理の演説の中の文句というものは単なる空文であるということも言えないと思います。

○松本(善)委員 長官、あの演説からもう何カ月もたっているわけですが、一体いつごろまでにあれの具体化についての調査のめどといえますか、それを立てられるつもりでありますか。公取という話ですけれども、いつごろですか。

○佐藤(一)國務大臣 これは松本さんのお立場から言うと、全部を計画的にやれというお話でしょうが、われわれはまだ別に、片っ端からやるという計画を立てているわけじゃございません。そこで結局、やはり問題がありそうであるというふうなものをお取が判断して、そしてピットアップをする、こういうふうなやり方でやっていくことになるわけですね。

○松本(善)委員 私も片っ端から全部やれということではなくて、もちろん、問題のありそうなどころからやる以外にはないわけですね。その結論、一応のめどをいつおつけになるかというのですよ。

○佐藤(一)國務大臣 これはまあ私たちとしては、いろんな条件を勘案しながらやらなければならぬということ、主として公取の調査に依頼しているわけでありまして、大体公取の考えを中心にして、そしてまた、私たちが気づく場合においては公取に對してもアドバイスを行ない、そしてやっていくという以外にはないと思います。

○松本(善)委員 そうすると、時期的にはいつごろまでに一応のめどをつけるという計画はない、こういうふうに向つてよろしいでしょうか。

○佐藤(一)國務大臣 目下のところは、この間行なつたところの調査の結論を公取も急いでいるようですから、それがどういうふうになりますか、その決定を見たかと思つています。いま具体的にこれからやるという一定の計画はございませんけれども、しかし、やはり問題に應じてやっていく、こういう態勢です。

○松本(善)委員 この点については国民生活センターに強制権限はありませんけれども、センターに何か期待をされることはありませんか。

○佐藤(一)國務大臣 これはセンターの本来の仕事、今度の法律案で御審議を願っているいろんな仕事もございまして、それから、そのスタッフの関係もございまして、でありますから、そう一べんに大きなものを望みましても、なかなか無理だと思つてます。この国民生活センターの本来の業務ということもあわせて考えてみますと、このセンターにこれを期待するというのは無理じゃないか。むしろこれは、もしやるとすれば当然政府の機関の行なう問題である、こう思つています。

○松本(善)委員 センターの運営協議会の構成にあるいは生活協同組合とか消費者団体、こういうところの代表を加えるという考えはありませんか。

○矢野政府委員 運営協議会は、現在提出しております法案で、「三十名以内で組織する。」その「委員は、センターの業務に關し学識経験を有する者並びに關係行政機關の職員及び地方公共団体の長

のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、会長が任命する。」ということになっておりますが、一つは關係行政機關——かなり広範にわたりますので、その職員。地方公共団体——四十六都道府県とはまいます。それから、まあその代表の方、何名になりますか、これから検討することになります。それから、学識経験者の範圍につきましても、現在のところは、まだこの法案の審議中でもありますし、具体的にどういふところからということは一——もちろん今後法案ができてからあとのことではあります。おそろく消費者代表あるいは労働組合、産業界等、このセンターの業務を運営していくその目的に照らしまして、必要などころから会長が任命するということになっていくかと思つてます。具体的にどこからあるかは何名ということとは、この法律ができてからあとで考えることになります。

○松本(善)委員 長官に伺いたのですが、外郭団体に官僚が天下りすることについては、非常に世論の批判がきびしいわけですね。このセンターとの關係で、これはどういふふうにお考えになつていますか。

○佐藤(一)國務大臣 まあ、あれでしょう、その外郭団体の性質にもよる、求められている機能にもよることであつて、私は一がい機械的な判断は避けたい、こう思つております。そしてまた、このセンターの自主性を尊重するという意味からいいますと、まあ新しい首脳部がその考えに従つてある程度選ぶというものが、やはり筋である。と私も考へております。特定の役人から必ずよけい採らなければいかぬとか、全部民間人だけにするとか、そういう特別なことを考へなくていいんじゃないか。まあ適任者がある、そしてその新しい首脳部が適任者であるという判断を持った場合には、やはりそれを採用してもらうというつもりでいいと思つております。

○松本(善)委員 終わります。

○松平委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

昭和四十五年四月十日印刷

昭和四十五年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局